

## 第130回香芝市都市計画審議会要約会議録

- 1 日時 令和5年8月18日（金）午前9時30分
- 2 場所 香芝市役所3階 第1会議室
- 3 会議の案件

- 1) 第1号議案 大和都市計画生産緑地地区の変更について（香芝市決定）・・・原案承認
- 2) その他案件 「香芝市みどりの基本計画」の改訂について（報告）
- 3) その他案件 「香芝市立地適正化計画」の策定について（報告）

第1号議案について、次のような質問や意見、回答があった。

質問 生産緑地が解除された後、地目は何になるか。

回答 生産緑地を解除した後も基本的には農地のままである。解除の後には、宅地転用されることが多い。宅地転用の判断については、別途農業委員会で審査される。

意見 現在、香芝市では、耕作放棄地が多々見られる。このような状況下にあるため、農地判定も慎重に行うべき。農業委員会と連携を図り、地目変更を含めて適切に運用することをお願いしたい。

回答 生産緑地については、優れた農地を計画的に営農して、良好な都市環境の形成を図ることが根本にある。農林部局や税の部局と密に連携していきたい。

質問 耕作放棄地に関して、いくら指導しても改善されない場合、取り扱いをどうしているか。

回答 生産緑地は、30年営農していただくという厳しい条件を付けて指定している。耕作放棄地だからといって、自動的に解除されるというものではない。当市では、営農をしていただけるよう指導し、生産緑地として適正に管理していただいている。

意見 農地判定は各市町村で行うことになっており、実際に耕作をされていない農地に対して、判断を下すのは市町村である。その際、何らかの基

準を設け、運用していくべきだと思う。

回答 生産緑地は、「農地等」とされており、何らかの理由で一時的に耕作がされていない休耕地も農地等に含まれるという考え方がある。放棄地なのか休耕地なのかの判断においては、農林部局との連携を図りながら判断していきたい。

質問 生産緑地の精査を行った結果、耕作放棄地とみなされるものは全て解除に至ったか。

回答 耕作放棄地を理由とする解除はない。

質問 耕作放棄地であっても生産緑地のままの地区があるということか。

回答 全ての生産緑地について、最低年1回は見回りを行っている。現在、香芝市内には、一部、休耕地はあるものの、耕作放棄地はないと認識している。

質問 適正管理の指導を行っても改善されない生産緑地に対して、税務上のペナルティはあるか。

回答 香芝市では行っていない。

質問 生産緑地指定から30年経過することによる買取申出が提出され、新たな土地利用により、まちの様子が大きく変わる場所もあると思う。買取申出の際、どのように活用されるかヒアリングは行っているか。また、どういった土地利用の意向が多いのか。

回答 詳細なヒアリングは行っていないが、多くが宅地分譲である。また、一般的な意見として、いつでも転用できるように予め解除しておきたいという方もいる。今後の課題として、ヒアリングなどを実施し、まちの動向を把握することも検討する。

質問 生産緑地は、今後どのように推移すると想定されているか。

回答 市内の農業従事者は高齢化が進んでおり、生産緑地は徐々に減少していくと危惧している。今後、生産緑地の追加指定を検討し、新たに農地として、継続していただける場所を確保していきたい。

質問 一部が市の事業で道路になっていた件について、経緯をお伺いしたい。

回答 今回、買取の申出があった際、精査を行っている中で発覚した。他部署との連携を密に図り、今後このようなことがないように努める。

その他案件について、次のような意見、回答があった。

意見 市全体のみどりに関するまちづくりの方針を掲げたとのことだが、みどりを守るために生産緑地を追加指定することに加え、解除される生産緑地地区を活用して、「腰折田公園」のような地域を伝承する公園のようなものを整備することでもみどり守ることができると思う。

回答 生産緑地の有効活用については、他部局との連携を取り、活用したい意向があれば、活用できる体制を整えていく。

意見 みどりの基本計画や市の様々な計画とも照らし合わせながら、みどりを保全してほしい。